## きほんりねん きほん 基本理念 (基本となる 考え方)

① 障害のある人とない人とがお互いの違いを理解して、ありのままを認め合う。

② 自分の障害に合った方法でコミュニケーションをとる(話し合う)ことを大切にする。

③ 手話も日本語や英語と同じように、ことばとして長い間使われてきたことを理解し、手話を広める。

# じょうれい もくてき 条例の2つの目的

### ① 手話は言語である

手話が独自の言語であることを認めた上で、いろいろな方法で

手話と手話への理解を広めていきます。

- みんなで手話を学べるようにする
- 手話通訳者を育てて増やす
- 手話を使って、伝えたいことや自分の気持ちを伝える

# じょうれい とくちょう 条例の特徴



明石市の条例は、手話だけでなく、いろいろなコミュニケーション手段についても広めていくことを含めた内容になっています。

また、この条例を、障害のある人への差別をなくすための取り組みのひとつと位置づけて、これから新たに考えていく「障害者差別解消条例」 へつなげていくためのステップとしていきます。

### <del>, c c c c c c c c c c c c c c</del> (

#### まうやくひっき 要約筆記ってなあに?

はな て はなし ないよう ようやく 話し手の話の内容を要約し、 ちょうかくしょうがいしゃ も じ つた 聴覚障害者に文字にして伝え ひっきつうやく る筆記通訳です。

またいきではんで個人に通訳する場合は、 がみなどに書きます。講演会ない。 ふくすう ひと つうやく ばあい とで複数の人に通訳する場合は、 の H C やパソコンを使ってスクリーンに文字を映します。

### ② いろいろなコミュニケーション手段の利用

- 要約筆記などを利用するための環境を整える
- 要約筆記者や点訳者、音訳者などを育てて増やす
- 目と耳の両方に障害がある人のコミュニケーションを支援する人を育てる。
- 知的障害や発達障害がある人のコミュニケーション手段の支援を広げる

#### でできまり 市の責務 (しなければならないこと)



市は、基本理念にのっとり、障害のある人が暮らしている地域で手話などのコミュニケーション手段を利用するための環境を整えながら、市民が基本型念をよく理解できるように工夫をします。

また、市役所以外の会社やお店などが、障害のある人のコミュニケーション

しゅだん ていきょう
手段を提供できるよう、いろいろな方法で協力を求めます。